

公益財団法人 日本生態系協会 「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用規約 (企業・団体・学校等による使用について)

「ビオトープ管理士ロゴマーク(以下「ロゴマーク」)」は、ビオトープ管理士の資格を有することを視覚的に表現するためのもので、本来はビオトープ管理士として認証された方(個人)にお使いいただくものです。そこから派生し、有資格者が所属している場合や、ビオトープ管理士の資格取得を推進している場合は、以下の条件のもと、企業・団体・学校などにおいてもロゴマークをお使いいただくことができます

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」を使用できる主体〕

1. ロゴマークをお使いいただけるのは、『ビオトープ管理士』の資格を持つ方が所属する企業・団体・学校など、または、ビオトープ管理士の資格取得を推進している企業・団体・学校などとなります。
2. ロゴマークの使用にあたっては、所定の書式によりロゴマークの使用を申請し、(公財)日本生態系協会の許可を得てください。
3. なお、次に挙げるものについては、その状況が続く限り、申請・許可の手続きを経ずともロゴマークをお使いいただけます(用途については事項4および6のとおりです)。
 - ① ビオトープ管理士資格試験 一部免除認定校
 - ② ビオトープ管理士資格試験 サテライト会場 の実施の承諾を(公財)日本生態系協会から得た企業・団体等(当該年度において)
 - ③ ビオトープ管理士資格試験 キャンパス受験 の実施の承諾を(公財)日本生態系協会から得た学校(当該年度において)
 - ④ 日本ビオトープ管理士会の支部、および、企業・団体会員

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」の用途〕

4. ロゴマークは、事業紹介のパンフレット、ウェブサイト、CSRの報告書、社内研修などで配布や投影をする資料類などに使用できます。
5. ただし、ロゴマークの使用は、(公財)日本生態系協会申請書により許可された範囲に限ります。
6. また、以下の用途における使用は禁じます。
 - ① 法令や公序良俗に反する方法での使用
 - ② ロゴマークを用いた製品・商品の製造や販売、サービスの提供
 - ③ 商品やサービスの品質そのものを保証するものとしての使用、およびそのような誤解を第三者に与える恐れのある使用
 - ④ 第三者へのロゴマークの貸与や譲渡
 - ⑤ (公財)日本生態系協会の許可のないかたちでの使用、許可された使用の範囲を超えた使用
 - ⑥ その他、(公財)日本生態系協会が不適切であると判断する方法や使い方での使用

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用の申請と許可〕

7. ロゴマーク使用の申請は、『「ビオトープ管理士ロゴマーク」使用申請書』により行ってください。
8. 審査を経て申請が認められた折には、(公財)日本生態系協会より使用許可書をお送りいたします。それをもって使用を始めてください。
9. なお、審査にあたっては、有資格者の所属状況や資格取得の推進の状況などを別途伺い、事実関係を確認させていただく場合があります。予めご了承ください。
10. ロゴマークの使用により、第三者から有資格者の所属状況や資格取得の推進の状況などについて照会があった折には、それらについて(公財)日本生態系協会より返答します。

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」の使用方法・デザイン〕

11. 企業・団体・学校などにおいては、有資格者個人の場合とは異なり、ロゴマーク単体での使用(氏名や資格の種類、認証番号は不要)とします。
12. また、ロゴマーク全体でのみの使用とします(有資格者個人による使用の場合は、ロゴマーク全体とマークのみの2パターンがあります)。



13. 縦横の比率(相似形で拡大・縮小してお使いください)の変更、デザインの加工・分解、色に関する意図的で著しい変更といった、ロゴマークの加工は禁じます。
14. ロゴマークは無償でお使いいただけます。また、ロゴマークの使用に関して(公財)日本生態系協会から使用料を請求することはありません。

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」の入手方法〕

15. ロゴマークは、使用許可書とともに、CD-ROMでデータをお送りします。これをご使用ください。
16. ロゴマークには、カラー・単色(黒)・単色(白)の3タイプがあります。また、データにはJPEG(一般的な画像)、PNG(背景透過)、AI(Adobe Illustrator CS5)の3種類のフォーマットがあります。

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」に関わる権利〕

17. ロゴマークに関する一切の権利は、(公財)日本生態系協会に帰属します。
18. 本規則に反する使用であると(公財)日本生態系協会が判断した場合は、ロゴマークの使用を中止していただくことがあります。
19. 「ビオトープ管理士」は(公財)日本生態系協会の登録商標です。なお、ロゴマークは、(公財)日本生態系協会の平成25年度事業において、東京コミュニケーション専門学校との協同プロジェクトにより制作されました。

〔「ビオトープ管理士®ロゴマーク」に関する責任〕

20. ロゴマークの使用に関連した事故、苦情などが生じた場合は、これを使用した主体の責任において必要な措置・対応を講じていただきます。また、その際の費用については、当該主体の負担とします。

〔その他〕

21. この規約は平成26年2月1日より施行します。
22. 本規約は、(公財)日本生態系協会により、事前の通知なく改訂される場合があります。予めご了承ください。

平成26年2月1日

公益財団法人
日本生態系協会 ビオトープ管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246 (直通)
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「ビオトープ管理士」で検索! www.biotop-kanrishi.org



「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用申請書

誓約

「ビオトープ管理士®ロゴマーク」の使用にあたり、(公財)日本生態系協会の定める『「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用規約(企業・団体・学校等による使用について)』の内容に同意し、遵守することを誓います。

▲『「ビオトープ管理士®ロゴマーク」使用規約(企業・団体・学校等による使用について)』をよくお読みいただき、右に記入・押印願います。

申請者

申請年月日 平成 年 月 日

団体の名称

代表者



使用目的

「ビオトープ管理士®ロゴマーク」をどのようなものにお使いになりたいのか、具体的にお書きください。複数ある場合は、それら全てについてお書きください。

担当者

申請の窓口となる方についてお書きください。

氏名

所属/部署

電話

F A X

住所 〒

e-mail

- この申請書は、(公財)日本生態系協会 ビオトープ管理士係までお送りください。(右記参照)
- 審査を経て申請が認められた折には、(公財)日本生態系協会より使用許可書をお送りいたします。ロゴマークの使用はそれをもって使用を始めてください。



公益財団法人

日本生態系協会 ビオトープ管理士係

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
tel.03-5954-7106 fax.03-5951-0246 (直通)
受付時間 月-金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~15:00
「ビオトープ管理士」で検索! www.biotop-kanrishi.org

